

はじめに

忘れられていた被爆者たちがいた。

1945年8月6日、広島、そして9日の長崎で原爆の閃光を受けたにもかかわらず、その後、日本を離れた人たちだ。

戦時下、日本が植民地化した朝鮮半島から渡り、被爆した韓国・朝鮮人。戦前戦後、日本政府の移民政策で北南米に移り住んだ日本人。そして、戦争捕虜として広島、長崎で収容されていた連合国軍（アメリカ、イギリス、オランダほか）の兵士だった人もいる。

総称「在外被爆者」。その数は長年、5,000人と推定され、居住国も韓国、北朝鮮、アメリカ、ブラジル、ヨーロッパなど30数カ国にまたがる。その実像は被爆63年たっても、明らかではない。実像が明らかにならないのは、日本政府が在外被爆者の存在に目をそらし続けてきたからだ。

日本に住む被爆者は、1957年の「原爆医療法」、68年の「原爆特別措置法」の施行（1995年に「被爆者援護法」へ一本化）によって、医療給付と健康管理の両面で援護策が講じられた。しかし、在外被爆者にそのような援護は届かなかった。

それは1974年7月22日の、一枚の通達から始まった。

「(旧原爆2法は)日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解される」

いわゆる、旧厚生省公衆衛生局長通達（以下、「402号通達」）。日本を離れた被爆者には旧原爆2法を適用しない、というのだ。この通達が、その後30年近く、在外被爆者への援護を阻むことになった。

その間、韓国、アメリカ、ブラジルに住む被爆者たちは、在外被爆者への援

護策の充実を、日本政府と粘り強く交渉を続けた。「被爆者はどこにいても被爆者」と。しかし、実りある成果を見出すことはできなかった。

在外被爆者たちに残された時間はもうなかった。戦後、原爆放射線の後遺症に苦しみ、十分な治療も受けられず、病気と貧困の悪循環を強いられた人たちばかりだ。生きているうちに救済を訴え、韓国、米国、そしてブラジルの被爆者たちは司法に判断を求めた。

司法の判断は、在外被爆者たちの主張を全面的に認めるものばかりだった。海外への手当支給、海外からの手当申請と葬祭料申請。いずれも402号通達によって、海外に住む被爆者の援護を受ける権利を奪った違法性を断じた。だが、その援護策は「裁判で負けた部分だけ改善」する、といった小手先にすぎず、在外被爆者の焦りと不満は募った。

2007年11月、最高裁が「402号通達」によって、在外被爆者の権利が阻害されていたことを認定、それに伴う賠償請求を認定。

一方、日本国内で生きる被爆者たちも2002年以降、厳しすぎる国の原爆症認定基準の見直しを司法に求め、たたかっていた。被爆から半世紀以上たった今なお、原爆が影響とみられる病気に苦しんでいる被爆者たちだった。各地の裁判所は、認定審査の問題点を指摘し、がんなどの重い病気を抱えた被爆者たちの救済を急ぐよう求めた。相次ぐ司法判断を受け、政治レベルで在外被爆者や原爆症認定など「残された被爆者問題」の全面解決を求める機運が高まった。

在外被爆者に関して最後の大きな課題とされていた「海外からの被爆者健康手帳の申請」に向けて、「被爆者援護法」の改正にこぎつけた。被爆から63年目の夏を目にした2008年6月、長く辛かった在外被爆者の援護策を求める運動がようやく実り、日本に住む被爆者と同じ援護を勝ち取ったのである。

本書では在外被爆者が歩んできた歴史を振り返り、在外被爆者問題の基礎的な知識を紹介する。